

❖ 鹿児島市がん患者ウィッグ購入費助成事業 申請の手引き ❖

鹿児島市では、がん患者の方の治療や就労等の社会生活を支援するため、ウィッグを必要とする方に、医療用ウィッグの購入費用の一部を助成します。

1. 助成対象となる方 ※下記（１）～（３）の全てを満たす方

- （１）助成金の申請日時時点で、鹿児島市に住民登録がある方
- （２）がんと診断され、がん治療（薬物療法、放射線療法、手術療法等）による脱毛等に対応するためのウィッグが必要な方
- （３）他の制度において、ウィッグの購入費用の助成や給付を受けていない方

2. 助成対象

全頭用の医療用ウィッグの購入額

（消費税額及び地方消費税額を含む）（装着時に皮膚を保護するネットを含む）

※対象者１人につき１台に限ります。

※下記の経費は助成の対象外です。

- ・付属品及びケア用品（クリーナー、ブラシ、シャンプー、リンス、スタンド、商品を保管する容器等）
- ・購入のために要する送料、交通費、代金決済手数料、申請に必要な証明書等にかかる費用
- ・サイズ調整代、カット代、セット代、ポイントやクーポンにかかる値引き分

3. 助成金額

上記２に該当する医療用ウィッグの購入額と２０，０００円のいずれか低い方の額

4. 回数

対象者１人につき１回限り

5. 申請の期限

対象となるウィッグの購入日の属する年度内

※やむを得ない事情により期限内に申請できない場合は、保健予防課までご相談下さい。

☎ 099-803-6927

6. 申請と助成の流れ

- （１）申請の提出書類を準備する。

※２ページの「7. 申請に必要な書類」を参照してください。申請者向けのチェックシートがホームページにありますので、確認にご活用ください。

- （２）鹿児島市保健予防課（別館３階３番窓口）に提出する。

※提出先は３ページの「8. 申請書提出先・問い合わせ先」をご確認ください。提出方法は郵送か窓口持参となります。

(3) 市が審査・額を確定し申請者に通知する。

※審査の際、確認のため申請者に連絡させていただく場合がありますのでご了承ください。

(4) 申請者の指定する口座へお振込み

※通知から1か月程度でのお振込みとなりますのでご了承ください。

7. 申請に必要な書類

※下記(1)～(4)(対象の場合は(5)も)の全ての書類の提出が必要です。

NO	書類名	注意事項
(1)	鹿児島市がん患者ウィッグ購入費助成事業交付申請書兼請求書 (様式第1)	様式・記入例は鹿児島市HPにありますので、ダウンロードしてご利用ください。 (ご自宅やご家族の協力等、パソコン等で印刷できる環境がない場合は、保健予防課までご連絡ください。)
(2)	がん治療を証明する書類の <u>コピー</u> 例.薬物療法に関する説明書、治療方針計画書等、診断書など	がんと診断され、がん治療を受けたまたは現在受けていることを証明する書類のコピーです。 ※病名、治療の内容(化学療法など)、対象者名、発行している病院名が記載されているもの (新たに診断書を取得していただく必要はありません。治療等にあたり、既に病院等から受領している書類のコピーで可です。)
(3)	対象となる医療用ウィッグを購入した際の領収書の <u>原本</u>	下記の事項が記載されていることが必要です。インターネット通販等で購入したものなど、要件を満たさない領収書の場合は、保健予防課にご相談ください。 <記載内容> 申請者の氏名、購入した年月日、品名、ウィッグの金額(購入金額の明細がわかるもの)、台数(個数)、領収書の発行元の名称及び住所の記載のあるもの。ウィッグが全頭用であることが備考等に記載されているもの。
(4)	通帳の <u>コピー</u>	助成金の振り込みを希望する金融機関の通帳のコピー。金融機関名、支店名、口座種別、カナ名義、口座番号が確認できるページをコピーしてください。 (通帳がない場合は、キャッシュカードの写し)
(5)	(対象の場合のみ) 委任状(様式第2)	対象者がやむを得ない事情で申請できず、申請を委任する場合(※対象者が未成年の場合は、申請者は保護者としますので除きます)に必要です。 様式・記入例は鹿児島市HPにありますので、ダウンロードしてご利用ください。

8. 申請書提出先・問い合わせ先

<郵送先>

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市役所 保健予防課

<窓口>

鹿児島市役所 別館3階3番窓口（保健予防課） 下記地図をご参照ください。

※1階に市民課がある建物の3階です。

<問い合わせ先>

☎099-803-6927 FAX:099-803-7026

※お電話・窓口での対応は、市役所の開庁時間内（平日午前8:30～午後5:15まで）となります。

※ご不明な点等ございましたら、ご相談ください。



令和4年3月28日作成
令和5年3月22日改訂
令和6年3月29日改訂